

第 13 次徳島県鳥獣保護管理事業計画書 (素案)

令和 年 月
徳 島 県

目 次

はじめに	1
第 1 計画期間	1
第 2 鳥獣保護区，特別保護地区及び休猟区等に関する事項	2
1 鳥獣保護区.....	2
(1) 方針.....	2
(2) 鳥獣保護区の指定等計画.....	5
(3) 鳥獣保護区の指定等計画内訳.....	8
2 特別保護地区の指定.....	10
(1) 方針.....	10
(2) 特別保護地区の指定等計画.....	11
(3) 特別保護地区の指定等計画内訳.....	12
3 特別保護指定区域.....	12
4 休猟区の指定.....	12
(1) 方針.....	13
5 鳥獣保護区の整備等.....	14
(1) 管理施設の設置.....	14
(2) 利用施設の整備.....	14
(3) 調査巡視等の充実.....	14
(4) 保全事業の実施.....	14
第 3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	15
1 鳥獣の人工増殖.....	15
(1) 方針.....	15
2 放鳥獣等.....	15
(1) 鳥類.....	15
(2) 哺乳類.....	15
(3) 希少鳥獣等.....	15
(4) 外来鳥獣等.....	15
第 4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	16
1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項.....	16
(1) 許可しない場合の基本的考え方.....	16
(2) 許可に当たっての条件の考え方.....	16
(3) わなの使用に当たっての許可基準.....	16
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方.....	17
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方.....	17
2 目的別の捕獲許可の基準.....	17
(1) 学術研究を目的とする場合.....	17
(2) 鳥獣の保護を目的とする場合.....	19
(3) 鳥獣の管理を目的とする場合.....	20

(4) その他特別の事由の場合.....	27
3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項.....	28
(1) 捕獲許可した者への指導.....	28
(2) 鳥類の飼養登録.....	29
(3) 販売禁止鳥獣等の販売許可.....	29
(4) 住居集合地等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項.....	30
第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項.....	31
1 特定猟具使用禁止区域の指定.....	31
(1) 方針.....	31
(2) 特定猟具使用禁止区域指定の指定等計画.....	32
(3) 特定猟具（銃器）使用禁止区域の指定等計画内訳.....	33
(4) 特定猟具（くくりわな）使用禁止区域指定等計画内訳.....	35
2 特定猟具使用制限区域の指定.....	35
3 猟区設定のための指導.....	35
(1) 猟区の設定.....	35
(2) その他.....	35
4 指定猟法禁止区域.....	35
(1) 指定の考え方.....	35
(2) 許可の考え方.....	36
(3) 条件の考え方.....	36
(4) 指定猟法禁止区域指定計画.....	36
第6 特定計画の作成に関する事項.....	37
1 特定計画の作成に関する事項.....	37
2 対象鳥獣の単位.....	37
(1) 第一種特定鳥獣保護計画.....	37
(2) 第二種特定鳥獣管理計画.....	37
3 計画期間.....	37
4 対象区域.....	37
5 計画の目標.....	38
6 保護事業又は管理事業.....	38
(1) 個体群管理.....	38
(2) 生息環境管理.....	38
(3) 被害防除対策.....	39
(4) 第二種特定鳥獣管理計画.....	39
(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項.....	39
第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項.....	40
1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査.....	40
(1) 鳥獣生息分布等調査.....	40
(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査.....	40
(3) 狩猟鳥獣生息状況調査.....	40

(4)	特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査	40
2	法に基づく諸制度の運用状況に関する調査	40
(1)	鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査	40
(2)	捕獲等情報収集調査	41
3	新たな技術の研究開発・普及	41
(1)	捕獲や調査等に係る技術の研究開発	41
(2)	被害防除対策に係る技術開発・普及	41
(3)	捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及	41
第8	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	42
1	鳥獣行政担当職員	42
(1)	設置計画	42
(2)	研修計画	42
2	鳥獣保護管理員	42
(1)	鳥獣保護管理員の活動について	42
(2)	鳥獣保護管理員の任命について	43
(3)	鳥獣保護管理員の総数について	43
(4)	配置計画	43
(5)	年間活動計画	43
(6)	研修計画	43
3	保護及び管理の担い手の育成及び配置	43
(1)	人材の育成及び配置	44
(2)	研修計画	44
(3)	狩猟者の数の確保と育成	44
4	鳥獣保護管理の総合的な拠点整備	45
5	取締り	45
(1)	方針	45
(2)	年間活動計画	45
第9	その他	46
1	鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	46
2	地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い	46
3	狩猟の適正化	46
4	傷病鳥獣救護への対応	46
(1)	基本的な考え方	46
(2)	救護個体の取扱い	47
(3)	野生復帰	47
(4)	野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策	47
(5)	放野	48
5	油等による汚染に伴う水鳥等の救護	48
6	感染症への対応	48
(1)	高病原性鳥インフルエンザ	48

(2)	豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）	48
(3)	その他の感染症.....	49
7	普及啓発.....	49
(1)	鳥獣の保護及び管理についての普及等.....	49
(2)	安易な餌付けの防止.....	50
(3)	猟犬の適切な管理.....	50
(4)	野鳥の森等の管理.....	50
(5)	愛鳥モデル校の指定.....	50
(6)	法令の普及の徹底.....	50

はじめに

鳥獣保護管理事業計画は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく法定計画で、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して、県知事が、地域の鳥獣の生息状況に応じた鳥獣保護管理事業を推進していくために定める計画である。

徳島県は、紀伊水道に流れる吉野川、南北に伸びる多彩な海岸線、四国山地などの緑豊かな険しい山々など多種多様な自然に恵まれており、経済を発展させながらもこの豊かな自然の中に多くの生き物が生息し、私たちに様々な恵みを与えている。

しかし、種によっては生息分布の減少や消滅が進行している一方、近年、徳島県では、ニホンジカやイノシシ等の急速な生息数の増加や生息分布の拡大が生じ、生態系、農林業等への被害が深刻な状況となっている。

こうした状況の中で、徳島県では、多種多様な鳥獣の保護を図るとともに、鳥獣による被害等を防ぐことにより、人と鳥獣との適切な関係の構築を図ることができるよう、鳥獣の保護及び管理を図る観点から鳥獣保護区の指定方針、鳥獣の捕獲等の許可に関する方針、第二種特定鳥獣管理計画の作成方針等を示すとともに、こうした取組を支える鳥獣保護管理事業の実施体制等を示す鳥獣保護管理事業計画を定め、適切な保護及び管理を推進する。

第 1 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日（5 年間）

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区

県が指定する鳥獣保護区（以下、「鳥獣保護区」という。）は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣生息環境を保全、管理及び整備することにより鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区については、第12次計画の実績では52箇所、16,235haとなり、県土の4%を占めるに至っている。

第13次計画においては、地域の実情に応じ、次のとおり計画期間を通じて鳥獣保護区の指定に努める。

また、鳥獣保護区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとする。その際には、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築を図れるよう十分留意するものとする。

特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に当たり関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとする。

イ 指定区分ごとの方針

指定区分	方針
森林鳥獣生息地の保護区	森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保に資するものとする。 森林鳥獣生息地の保護区は、森林面積が大体10,000haごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上の指定に努めてきたところであるが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまでに指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。 区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定し、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努める。 (ア) 多様な鳥獣が生息する地域 (イ) 鳥獣の生息密度の高い地域 (ウ) 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次の地域 - a 天然林 - b 林相地形が変化に富む地域 - c 溪流又は沼沢を含む地域 - d 餌となる動植物が豊富な地域

指定区分	方針
大規模生息地の保護区	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ、その地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。 指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定し、一箇所当たりの面積は10,000ha以上とする。 (ア) 猛禽（もうきん）類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域 (イ) 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域 (ウ) 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原等多様な環境要素を含む地域
集団渡来地の保護区	集団で渡来する渡り鳥及び海棲（かいせい）哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。 指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定し、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。 (ア) 現在、県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い区域 (イ) かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの
集団繁殖地の保護区	集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲（かいせい）哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、保護区を指定する。 指定に当たっては、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするため後背地又は水面等も可能な限り含める。
希少鳥獣生息地の保護区	希少鳥獣等その他絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について希少鳥獣生息地の保護区を指定する。
生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって、鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、新たに生息地回廊の保護区を指定する。 指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を選定する。またその際には、既存の鳥獣保護区のみならず、自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域等を相互に結びつける等により効果的な配置に努める。

身近な鳥獣生息地の保護区	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し，豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について，身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。
--------------	--

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区分	鳥獣保 護 区 指定の 目 標 (ha)	既指定 鳥獣保 護 区 (ha) (A)	項 目	本計画期間に指定する鳥獣保護区								本計画期間に解除又は期間満了となる 鳥獣保護区								計 画 期 間 の 増 減 (D:B-C)	計 画 終 了 の 鳥 獣 保 護 区 (ha) (A+D)
				4	5	6	7	8	計 (B)	4	5	6	7	8	計 (C)						
森 林 鳥 獣 生 息 地		28	箇 所	3	1	7	2	4	17	3	1	7	2	4	17	0	28				
		9,911	変 動 面 積	1,480	110	1,842	664	1,284	5,380	1,480	110	1,842	664	1,284	5,380	0	9,911				
大 規 模 生 息 地			箇 所																		
			変 動 面 積																		
集 団 渡 来 地		3	箇 所		1		2		3		1		2		3		3				
		643	変 動 面 積		455		188		643		455		188		643		643				

集团繁殖地	箇所		1	箇所		1																		1	
	面積		170	変動面積		170																		170	
希少鳥獣生息地	箇所		1	箇所		1	1																	1	
	面積		490	変動面積		490	490																	490	
生息地回廊	箇所			箇所																					
	面積			変動面積																					
身近な鳥獣生息地	箇所		19	箇所		2	5	2	1	12	2	2	5	2	1	12	2	1	2	1	2,657	697	307	1,392	5,021
	面積			変動面積		697	1,392	260	1	2,657	697	307	1,392	260	1	2,657	697	307	1	2,657	2,657	1	0	5,021	

計	箇所		52	箇所	5	5	12	7	5	34	5	2,177	1,042	3,234	1,602	1,285	9,340	2,177	1,042	3,234	1,602	1,285	9,340	0	52
	面積		16,235	變動面積	2,177	1,042	3,234	1,602	1,285	9,340	2,177	1,042	3,234	1,602	1,285	9,340	0	16,235							

(3) 鳥獣保護区の指定等計画内訳

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積	変更後の指定期間
R4	森林鳥獣の生息地	春森	期間更新	380ha	R4. 11. 1～R14. 10. 31
		鞆奥		600ha	R4. 11. 1～R14. 10. 31
		大歩危		500ha	R4. 11. 1～R14. 10. 31
	身近な鳥獣の生息地	神山森林公園		297ha	R4. 11. 1～R14. 10. 31
		いきものふれあいの里		400ha	R4. 11. 1～R14. 10. 31
計		5箇所		2,177ha	

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積	変更後の指定期間
R5	森林鳥獣の生息地	南阿波サンライン	期間更新	110ha	R5. 11. 1～R15. 10. 31
	集団渡来地	伊島		455ha	R5. 11. 1～R15. 10. 31
	集団繁殖地	牟岐大島		170ha	R5. 11. 1～R15. 10. 31
	身近な鳥獣の生息地	板野町東部		137ha	R5. 11. 1～R15. 10. 31
		妙見山		170ha	R5. 11. 1～R15. 10. 31
計		5箇所		1,042ha	

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積	変更後の指定期間
R6	森林鳥獣の生息地	あいあいらんど	期間更新	90ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
		黒滝山		125ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
		大滝山		450ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
		土釜		77ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
		箸蔵		530ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
		雲辺寺		100ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
		竜ヶ岳		470ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
	身近な鳥獣の生息地	中津峰		131ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
		大神子		850ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
		鶴林寺		66ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
		日和佐大浜		2ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
		舞中島		343ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
計		12箇所		3,234ha	

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積	変更後の指定期間
R7	森 林 鳥 獣 の 生 息 地	高越山	期間更新	600ha	R7. 11. 1～R17. 10. 31
		鳴滝		64ha	R7. 11. 1～R17. 10. 31
	集 団 渡 来 地	鮎喰川		100ha	R7. 11. 1～R17. 10. 31
		六条大橋		88ha	R7. 11. 1～R17. 10. 31
	希 少 鳥 獣 生 息 地	鳴門コウノトリ		490ha	R7. 11. 1～R17. 10. 31
	身近な鳥獣の生息地	四国三郎橋		63ha	R7. 11. 1～R17. 10. 31
		福井ダム湖		197ha	R7. 11. 1～R17. 10. 31
	計			7箇所	

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積	変更後の指定期間
R8	森林鳥獣の生息地	高丸山	期間更新	29ha	R8. 11. 1～R18. 10. 31
		橘		285ha	R8. 11. 1～R18. 10. 31
		轟		770ha	R8. 11. 1～R18. 10. 31
		竜王山		200ha	R8. 11. 1～R18. 10. 31
	身近な鳥獣の生息地	滝の宮		1ha	R8. 11. 1～R18. 10. 31
計		5箇所		1,285ha	

2 特別保護地区の指定

特別保護地区は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保全を図るため特に必要があると認められる区域として、法第 29 条の規定に基づき知事が指定するものであり、その方針は次のとおりとする。

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

第 12 次鳥獣保護事業計画の計画期間満了までに 21 箇所 1,493ha を指定している。

本計画においては、既指定の特別保護地区については引き続き適切な管理を図るとともに、鳥獣の生息実態を把握し、鳥獣保護区において特に保護を必要とする鳥獣の生息が確認された場合には、特別保護地区として指定するように努める。

また、指定に当たっては、指定の期間を鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、当該地域を鳥獣の安定した生息の場とするため、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮することとする。

イ 指定区分ごとの方針

指定区分	方針
森林鳥獣生息地の保護区	良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の 2 分の 1 以上の地区につき、それぞれの面積の 10 分の 1 以上を指定するよう努める。
大規模生息地の保護区	猛禽（もうきん）類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。
集団渡来地の保護区	渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核地区について指定するよう努める。
集団繁殖地の保護区	保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲（かいせい）哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。
希少鳥獣生息地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。
生息地回廊の保護区	保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。
身近な鳥獣生息地の保護区	鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

(2) 特別保護地区の指定等計画

区分		特別保護地区 指定の目標 (ha)	既指定 特別保護地区 (ha) (A)	項目	本計画期間に指定する特別保護地区								本計画期間に解除又は期間満了となる 特別保護地区						計画期間 中の増減 (D:B-C)	計画終了 時の特別 保護地区 (ha) (A+D)
					4	5	6	7	8	計 (B)	4	5	6	7	8	計 (C)				
森林鳥獣 生息地	箇所		13	箇所	1		5	2	2	10	1		5	2	2	10	0	13		
	面積		921	変動面積	144		398	164	149	855	144		398	164	149	855	0	921		
大規模 生息地	箇所			箇所																
	面積			変動面積																
集団渡来地	箇所		1	箇所		1				1		1				1		1		
	面積		153	変動面積		153				153		153				153		153		
集団繁殖地	箇所			箇所																
	面積			変動面積																
希少鳥獣 生息地	箇所			箇所																
	面積			変動面積																
生息地回廊	箇所			箇所																
	面積			変動面積																
身近な鳥獣 生息地	箇所		7	箇所			2			2			2			2	0	7		
	面積		419	変動面積			208			208			208			208	0	419		
計	箇所		21	箇所	1	1	7	2	2	13	1	1	7	2	2	13	0	21		
	面積		1,493	変動面積	144	153	606	164	149	1216	144	153	606	164	149	1216	0	1,493		

(3) 特別保護地区の指定等計画内訳

年度	指定区分	特別保護地区名	変更区分	指定面積	変更後の指定期間
R4	森林鳥獣の生息地	大歩危	再指定	144ha	R4. 11. 1～R14. 10. 31
計		1 箇所		144ha	

年度	指定区分	特別保護地区名	変更区分	指定面積	変更後の指定期間
R5	集団渡来地	伊島	再指定	153ha	R5. 11. 1～R15. 10. 31
計		1 箇所		153ha	

年度	指定区分	特別保護地区名	変更区分	指定面積	変更後の指定期間
R6	森林鳥獣の生息地	あいあいらんど	再指定	50ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
		黒滝山		80ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
		大滝山		8ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
		箸蔵		160ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
		竜ヶ岳		100ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
	身近な鳥獣生息地	中津峰		22ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
		大神子		186ha	R6. 11. 1～R16. 10. 31
計		7箇所		606ha	

年度	指定区分	特別保護地区名	変更区分	指定面積	変更後の指定期間
R7	森林鳥獣の生息地	高越山	再指定	100ha	R7. 11. 1～R17. 10. 31
		鳴滝		64ha	R7. 11. 1～R17. 10. 31
計		2箇所		164ha	

年度	指定区分	特別保護地区名	変更区分	指定面積	変更後の指定期間
R8	森林鳥獣の生息地	高丸山	再指定	29ha	R8. 11. 1～R18. 10. 31
		轟		120ha	R8. 11. 1～R18. 10. 31
計		2箇所		149ha	

3 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、積極的に特別保護指定区域を指定するよう努める。

なお、特別保護指定区域の指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や渡来期に限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により合理的な保護処置を図る。

4 休猟区の指定

著しく減少した狩猟鳥獣の回復・増加を図るため、法第 34 条の規定に基づき知事が指定する区域であり、その方針は次のとおりである。

(1) 方針

近年、県内各地においてイノシシやニホンジカ等狩猟鳥獣による農林水産業への被害が高水準にあることから休猟区の指定に対しては、農林水産業の関係者や住民等の理解が得られにくい現状である。

このような状況を踏まえ本計画においては、新たな休猟区を計画しないこととする。

5 鳥獣保護区の整備等

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るための区域として位置付けていることから、特にその生息地としての自然環境の保全を積極的に進めることとする。

なお、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、法第 28 条の 2 に基づき保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

(1) 管理施設の設置

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識となる「制札」等を設けるなど、適正な管理に努める。

(2) 利用施設の整備

それぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するため、鳥獣の保護上支障のない範囲内で観察路、観察舎等の利用施設整備に努める。

(3) 調査巡視等の充実

生息状況の把握、違法狩猟の取締り等、観察路等のための環境維持等の観点から、鳥獣保護管理員によるパトロールを実施する。

区分		令和 4 年度～令和 8 年度
巡視（鳥獣保護管理員）	延べ人数	32 人程度／年
管理のための調査の実施		鳥獣保護区及び特別保護地区を適正に管理し、指定目的の達成に資するため、生息環境、繁殖状況の調査を行うものとする。 また、定期的に巡回し、鳥獣類の生息状況を把握するとともに、違法捕獲等の防止を図る。

(4) 保全事業の実施

保全事業を実施する場合は、関係団体の意見を聴きながら目標や区域及び事業内容を定め、土地所有者等の合意形成、関係機関等の調整を図る。

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣のうち、個体数が少なく保護増殖を図る必要のあるものについては、採餌、営巣のための環境を保全するよう努めるとともに、その人工増殖の可能性について検討する。

2 放鳥獣等

(1) 鳥類

第11次徳島県鳥獣保護管理事業計画の計画期間まで実施していた狩猟鳥獣である鳥類の人工増殖による放鳥については、遺伝的な攪乱防止や生物多様性の観点から行わない。

なお、当該鳥類の保護規制を活用して、県内の狩猟資源が過剰に捕獲されることのないよう留意する。

(2) 哺乳類

狩猟鳥獣である哺乳類については、原則として放獣を行わない。

(3) 希少鳥獣等

希少鳥獣及びその他絶滅のおそれのある鳥獣については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」等に沿って対応する。

(4) 外来鳥獣等

外来鳥獣及び生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、原則として放鳥、放獣を行わない。

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

- a 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- b 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合
- c 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- d 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法並びに猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類やカモシカ等の生息状況等を勘案して錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

使用目的	許可基準
(ア) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合	
イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的	原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内であり、締め付け防止金具を装着したものであること。 なお、つり上げ式くくりわなは禁止。
イノシシ及びニホンジカ捕獲等を目的	原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内で、締め付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。 なお、管理計画で禁止猟法の一部解除として、輪の直径が 12 センチメートルを超えるくくりわなによる狩猟を認める（ただし、ツキノワグマの生息地域である剣山山系鳥獣保護区（国指定）を除く）
(イ) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合	鋸歯（きよし）がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。
(ウ) ツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合	はこわなに限る。

イ 標識の装着に関する考え方

法第 9 条第 12 項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽（もうきん）類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、法人を対象とする許可における法人の従事者にも適用する。

(1) 学術研究を目的とする場合

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 学術研究

捕 獲 の 目 的	学術研究
許 可 対 象 者	理学，農学，医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥 獣 の 種 類 ・ 数	必要最小限の種類又は数（羽，頭，個）ただし，外来鳥獣等の場合は，適切な種類又は数（羽，頭，個）
期 間	1 年以内
区 域	研究の目的を達成するために必要な区域
捕 獲 方 法	次の各号に掲げる条件に，適合するものであること。 ただし，他に方法がなく，やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。 (ア) 法第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づき，禁止されている猟法でないこと。 (イ) 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は，研究目的を達するために必要と認めるものであること。
研究の目的及び内容	次のいずれにも該当するものであること。 (ア) 主たる目的が，理学，農学，医学又は薬学等に関する学術研究であること。ただし，学術研究が単に付随的な目的である場合は，学術研究を目的とした行為と認めない。 (イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法で，その目的を達成することができないと認められること。 (ウ) 主たる内容が鳥獣の生態，習性，行動，食性，生理等に関する研究であること。また，適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。 (エ) 研究により得られた成果が，学会又は学術誌等により，一般に公表されるものであること。
捕獲又は採取等後の処置	原則として，次に掲げる条件に適合するものであること。 (ア) 殺傷等を伴う場合は，研究の目的を達成するために必要最小限と認めるものであること。 (イ) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着，体の一部の切除，マイクロチップの皮下への埋め込み等を行う場合は，当該処置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり，かつ研究の目的を達成するために必要であると認められること。 (ウ) 電波発信機，足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については，目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められること。なお，電波発信機を装着する場合は，原則として，必要期間経過後短期間のうちに脱落するものとする。また，装着する標識が脱落しない仕様である場合には，情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するように努めること。

イ 標識調査

捕 獲 の 目 的	標識調査（環境省足環を装着する場合）
許 可 対 象 者	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼を受けた者を含む）
鳥 獣 の 種 類 ・ 数	原則として、標識調査を主たる業として実施している者においては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内。 ただし、時に必要な認められる種については、この限りでない。
期 間	1 年以内
区 域	原則として、法施行規則第 7 条第 7 項イからチまでに掲げる地域は除く。
捕 獲 方 法	網、わな又は手捕りとする。
捕獲又は採取等後の処置	足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の処置を講じることができる。

(2) 鳥獣の保護を目的とする場合

ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

捕 獲 の 目 的	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
許 可 対 象 者	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
期 間	1 年以内
区 域	申請者の職務上必要な区域
捕 獲 方 法	禁止猟法は認めない

イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

捕 獲 の 目 的	傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
許 可 対 象 者	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員出先の機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
期 間	1 年以内
区 域	申請者の職務上必要な区域
捕 獲 方 法	禁止猟法は認めない

(3) 鳥獣の管理を目的とする場合

ア 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

管 理 の 目 的	第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的
許 可 対 象 者	原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の(ア)から(エ)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。 (ア) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。 (イ) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。 (ウ) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。 (エ) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。
鳥獣の種類・数	第二種特定鳥獣管理計画の目標達成のために適切かつ合理的な数（羽，頭，個）であること。
期 間	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
区 域	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること
捕 獲 方 法	空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（本項において「被害」という。）の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（本項において「予察」という。）についても許可する基準とする。

管 理 の 目 的	鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の防止目的
許 可 対 象 者	原則として，被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む）とし銃器を使用する場合は，第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者），銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし，銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって，次の(ア)から(エ)に掲げる場合は，それぞれ狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてとすることができる。 (ア) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより，アライグマ，ハクビシン等の鳥獣を捕獲する場合であって，次に掲げる場合 - a 住宅等の建物内における被害を防止する目的で，当該敷地内において捕獲する場合 - b 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって，1日1回以上の見回りを実施する等，錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合 (イ) 被害を防止する目的で，巣の撤去等に伴ってハシブトガラス，ハシボソガラス及びドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合 (ウ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において，囲いわなを用いてイノシシ，ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合 (エ) 法人に対する許可であって，以下の a から d の条件を全て満たす場合 - a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。 - b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術，安全性等が確保されていると認められること。 - c 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。 - d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。
鳥獣の種類・数	現に被害等を生じさせ，又はそのおそれのある種とする。 鳥類の卵の採取等の許可は，原則として，現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難である，又は，卵のある巣を除去する必要がある等，卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。 捕獲等又は採取等の数は，被害を防止する目的を達成するために必要な数羽（頭，個）であること。
期 間	原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち，安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。 ただし，飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼ

	すと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。
--	---

区 域	被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。
捕 獲 方 法	空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。 ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。
そ の 他	(ア) 第二種特定鳥獣管理計画との関係 第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣について管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。 ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。 (イ) 被害防除対策との関係 原則として、被害防除対策ができない、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥獣については、この限りではない。 (ウ) 被害がまれである又は従来への許可実績が僅かな種の取扱い 全国的な観点からは、被害等が生じることはまれであるか、又は従来への許可実績が僅かである一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。 ただし、外来鳥獣及び指定管理鳥獣は、地域的に被害が僅かでも、積極的な捕獲許可をする。 (エ) 予察捕獲 予察による被害防止の目的での捕獲以下（「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。 ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。 予察捕獲を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、被害が予察される鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け及び鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。都道府県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種

	については，第二種特定鳥獣管理計画を策定する。 (オ) 狩猟期間中及びその前後における取扱い 狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については，被害防止の目的の重要性に鑑み，適切な期間で許可する。あわせて，捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果，事故が生じるおそれがないよう，許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等適切に対応する。
--	--

【(3)鳥獣の管理を目的とする場合の種別許可基準】

許可権者	鳥獣名	区域	許可基準			被害農林水産物等
			時期	方法及び期間	1人当り捕獲数	
徳島県知事 及び市町村長	イノシシ	県内一円	狩猟期間を除く※5	▶ わな（はこわな及び囲いわなを除く。）及び網による捕獲は、90日以内とする。 ▶ はこわな及び囲いわなによる捕獲は、6ヶ月以内とする。 ▶ 銃器による捕獲は、90日以内とする。	無制限	予察表に準じる
	ニホンジカ		〃		無制限	〃
	ニホンザル		4月1日～翌年3月31日		必要数※6	〃
	ハクビシン		〃		10頭以内	〃
	アライグマ		〃		無制限	〃
	ヌートリア		〃		無制限	〃
	サギ類※1		〃		20羽以内	〃
	カモ類※2		〃		10羽以内	〃
	キジバト		〃		20羽以内	〃
	ヒヨドリ		〃		20羽以内	〃
	ムクドリ		〃		20羽以内	〃
	スズメ		〃		200羽以内	〃
	ドバト		〃		100羽以内	〃
	ハシボソガラス		〃		100羽以内	〃
	ハシブトガラス		〃		100羽以内	〃
	ノウサギ		〃		30頭以内	〃
	タヌキ		〃		10頭以内	〃
	キツネ		〃		10頭以内	〃
	ノイヌ		〃		10頭以内	〃
	ノネコ		〃		10頭以内	〃
	カワウ		〃		40羽以内 ひな 100羽以内	〃
	鳥類の卵		〃	▶ 手捕りによる捕獲とし、被害の防止・軽減の目的を達成する必要最小限の日数とする。	被害の防止・軽減の目的を達成する必要最小限の個数とする。	—

徳島県知事	ネズミ類（ドブネズミ、クマネズミ及びハツカネズミを除く。）※ ³	県内一円	4月1日～翌年3月31日	➤ わな（はこわな及び囲いわなを除く。）及び網による捕獲は、90日以内とする。	必要数	—
	モグラ類※ ³			➤ はこわな及び囲いわなによる捕獲は、6ヶ月以内とする。		
	市町村長の許可権限以外の鳥獣※ ⁴			➤ 銃器による捕獲は、90日以内とする。		
	市町村長の許可権限以外の鳥類の卵		〃	➤ 手捕りによる捕獲とし、被害の防止・軽減の目的を達成する必要最小限の日数とする。	被害の防止・軽減の目的を達成する必要最小限の個数日数とする。	—
	航空機の安全な航空に支障を及ぼすと認められる鳥獣（環境大臣の権限を除く。）		〃	➤ 法第15条で禁止されている方法以外の方法により、被害の防止・軽減の目的を達成する必要最小限の日数とする。		
	※1 サギ類は、ダイサギ、コサギ、アオサギ、ゴイサギに限る。					
※2 カモ類は、狩猟鳥獣に限る。						
※3 農業又は林業の事業活動に伴いやむを得ず捕獲等する場合は許可を要しない。						
※4 法第2条第1項に定める鳥獣とする。						
※5 人身事故の発生又は農林業被害が発生するおそれのある場合、市町村長の判断で、狩猟許可内の可猟地におけるニホンジカ及びイノシシの捕獲等を許可の対象とする。						
※6 ニホンザルの1人当たりの捕獲数は必要量とし、第3期ニホンザル適正管理計画における「個体群管理に関する事項」に準じる。						

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期(月)												被害発生地域	備考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
カラス類	稲、果樹、芋類、 野菜、雑穀、環境	←											→	中山間耕作地 平野耕作地 果樹園 住宅地	生活環境被害
スズメ類	稲、雑穀	←						→						中山間耕作地 平野耕作地 果樹園 住宅地	
キジバト	稲、果樹、野菜、 飼料作物、雑穀	←											→	中山間耕作地 平野耕作地	
ドバト	稲、果樹、芋類、 飼料作物、雑穀	←											→	中山間耕作地 平野耕作地 果樹園 住宅地	生活環境被害
カモ類	野菜	↔						←					→	中山間耕作地 平野耕作地	
ヒヨドリ	稲、果樹、花木、 雑穀	←											→	中山間耕作地 平野耕作地 果樹園	
ムクドリ	果樹			←								→		平野耕作地 果樹園 住宅地	生活環境被害
サギ類	魚類、稲	←											→	河川 平野耕作地	
カワウ	魚類	←											→	河川 湖沼 養殖地 人工池	
ノウサギ	人工林、野菜、稲、花 木、飼料作物	←											→	森林 中山間	
タヌキ	稲、果樹、野菜、 雑穀	←											→	中山間耕作地 平野耕作地 果樹園 住宅地	
イノシシ	人工林、稲、果樹、 野菜、飼料作物、 雑穀、芋類、豆類、 タケノコ、花木	←											→	竹林 中山間耕作地 平野耕作地 果樹園 住宅地	生活環境被害
ニホンジカ	人工林、稲、果樹、 野菜、飼料作物、 雑穀、芋類、花木	←											→	森林 中山間耕作地 平野耕作地 果樹園 住宅地	生態系被害 生活環境被害
ニホンザル	稲、果樹、野菜、 飼料作物、雑穀、 芋類、椎茸、環境	←											→	中山間耕作地 平野耕作地 果樹園 住宅地	生活環境被害
ハクビシン	稲、果樹、野菜、 飼料作物、雑穀、 芋類	←											→	中山間耕作地 平野耕作地 果樹園 住宅地	生活環境被害
アライグマ	稲、果樹、野菜、 飼料作物、雑穀、 芋類	←											→	中山間耕作地 平野耕作地 果樹園 住宅地	生活環境被害

市町村名等 加害鳥獣名	東部農林水産局管内										南部総合県民局管内				西部総合県民局管内				
	徳島市	鳴門市	小松島市	勝浦町	上勝町	佐那河内村	神山町	板野町	上板町	阿波市	吉野川市	那賀町	美波町	牟岐町	海陽町	美馬市	つるぎ町	三好市	東みよし町
カラス類	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
スズメ類			●									●	●		●				
キジバト			●		●							●			●				
ドバト	●	●	●										●		●				
カモ類	●																		
ヒヨドリ					●					●			●		●				
ムクドリ			●																
サギ類												●	●		●				
カワウ				●	●		●			●		●	●		●	●	●	●	●
ノウサギ				●	●							●	●		●	●			
タヌキ				●	●					●	●	●	●		●				
イノシシ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ニホンジカ	●		●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●
ニホンザル	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ハクビシン		●		●	●			●	●	●	●	●	●		●				
アライグマ		●						●	●	●									

(4) その他特別の事由の場合

それぞれの事由の許可範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

ア 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

捕獲の目的	博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
許可対象者	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	展示の目的を達成するために必要な種類及び数羽（羽，頭，個）
期間	6 か月以内
区域	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く
捕獲方法	禁止猟法は認めない

イ 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

捕獲の目的	養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
許可対象者	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。
鳥獣の種類・数	人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽，個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。
期間	6 か月以内
区域	住所地と同一県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
捕獲方法	網，わな又は手捕り

ウ 鵜飼漁業への利用の目的

捕獲の目的	鵜飼漁業への利用の目的
許可対象者	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽，個）
期間	6 か月以内
区域	規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く
捕獲方法	手捕り

エ 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

捕獲の目的	伝統的な祭礼行事等に用いる目的
許可対象者	祭礼行事，伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも，現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により，当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）
鳥獣の種類・数	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽，頭，個）。捕獲し，行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）
期間	30 日以内
区域	規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く
捕獲方法	禁止猟法は認めない

オ アからエ以外に掲げるもののほか，公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお，環境教育の目的，環境影響評価のための調査目的，被害防除対策事業等のための個体追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は，学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に，環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については，当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

(1) 捕獲許可した者への指導

ア 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については，鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう，原則として持ち帰って適切に処理することとし，やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し山野に放置することのないよう指導する。豚熱（CSF）等，野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は，捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については，その捕獲目的と生態系への影響に鑑み，捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

また，捕獲物等は，違法なものと誤認されないようにする。特に，クマ類及びニホンカモシカについては，国内で密猟されたり違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から，目印標（製品タグ）の装着により，国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は，「動物の殺処分方法に関する指針」（平成 7 年総理府告示第

40 号) に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合がある。また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し適切に対応する。

イ 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

ウ 危険の予防

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

エ 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、クマ類やカモシカ等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつクマ類やカモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。

(2) 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- a 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- b 平成元（1989）年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩（こうさい）色、行動の敏捷（びんしょう）性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。
- c 装着許可証の破損等による再交付は原則として行わず、破損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- d 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにする。また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

(3) 販売禁止鳥獣等の販売許可

ア 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のa及びbのいずれにも該当する場合に許可する。

- a 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。
- b 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

イ 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

(4) 住居集合地等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第 38 条の 2 第 1 項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を得る。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

特定猟具（銃器・わな）の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、法第35条の規定に基づき知事が特定猟具の使用を禁止する区域を指定するものであり、その方針等は次のとおりである。

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域における静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定の指定等計画

区分	既 指 定 特定猟具使 用禁止区域 (ha) (A)	項 目	本計画期間に指定する 特定猟具使用禁止区域								本計画期間に解除又は期間満了となる 特定猟具使用禁止区域						計 画 期 間 の 増 減 (D:B-C)	計画終了時の 鳥 獣 保 護 区 (ha) (A+D)
			4	5	6	7	8	計 (B)	4	5	6	7	8	計 (C)				
銃 猟 に 伴 う 危 険 を 予 防 す る た め の 区 域	箇所	箇所	11	9	14	15	15	64	11	9	14	15	15	64	0	64		
	面積	変動 面積	5,627	8,878	10,161	10,960	3,981	39,607	5,627	8,878	10,161	10,960	3,981	39,607	0	39,607		
	箇所	箇所			1			1			1				0	1		
	面積	変動 面積			400			400			400				0	400		
計	箇所	箇所	11	9	15	15	15	65	11	9	15	15	15	65	0	65		
	面積	変動 面積	5,627	8,878	10,561	10,960	3,981	40,007	5,627	8,878	10,561	10,960	3,981	40,007	0	40,007		

(3) 特定猟具（銃器）使用禁止区域の指定等計画内訳

年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地(市町村名)	特定猟具使用禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面 積	変更後の指定期間
R4	徳島市, 鳴門市, 北島町, 松茂町	鯛浜(銃)	140ha	R4. 11. 1～R9. 10. 31
	板野町, 藍住町, 上板 町	大寺・第十新田(銃)	40ha	R4. 11. 1～R9. 10. 31
	徳島市	川内(銃)	842ha	R4. 11. 1～R9. 10. 31
	徳島市	野上橋(銃)	9ha	R4. 11. 1～R9. 10. 31
	松茂町	豊岡・長原(銃)	94ha	R4. 11. 1～R9. 10. 31
	海陽町	海南(銃)	1,080ha	R4. 11. 1～R9. 10. 31
	阿波市, 上板町	阿波市市街地(銃)	3,151ha	R4. 11. 1～R9. 10. 31
	阿波市	西条大橋(銃)	25ha	R4. 11. 1～R9. 10. 31
	阿波市	熊谷(銃)	58ha	R4. 11. 1～R9. 10. 31
	三好市	上馬路(銃)	50ha	R4. 11. 1～R9. 10. 31
	三好市	辻・西井川(銃)	138ha	R4. 11. 1～R9. 10. 31
計		11箇所	5,627ha	

年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地(市町村名)	特定猟具使用禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面 積	変更後の指定期間
R5	那賀町	鷺敷工場団地(銃)	54ha	R5. 11. 1～R10. 10. 31
	那賀町	鷺の里(銃)	70ha	R5. 11. 1～R10. 10. 31
	美波町	奥河内(銃)	223ha	R5. 11. 1～R10. 10. 31
	三好市	清水(銃)	22ha	R5. 11. 1～R10. 10. 31
	三好市	辻(銃)	10ha	R5. 11. 1～R10. 10. 31
	つるぎ町	貞光(銃)	180ha	R5. 11. 1～R10. 10. 31
	鳴門市	鳴門(銃)	8,315ha	R5. 11. 1～R10. 10. 31
	鳴門市	中池(銃)	1ha	R5. 11. 1～R10. 10. 31
	小松島市	恩山寺(銃)	3ha	R5. 11. 1～R10. 10. 31
計		9箇所	8,878ha	

年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地(市町村名)	特定猟具使用禁止区域 名称(特定猟具名)	指定面積	変更後の指定期間
R6	徳島市	徳島(銃)	3,340ha	R6. 11. 1～R11. 10. 31
	徳島市	徳島市総合動植物公園 (銃)	87ha	R6. 11. 1～R11. 10. 31
	徳島市	しらさぎ台(銃)	296ha	R6. 11. 1～R11. 10. 31
	鳴門市	大津南(銃)	53ha	R6. 11. 1～R11. 10. 31
	徳島市, 小松島市	小松島(銃)	1,820ha	R6. 11. 1～R11. 10. 31
	石井町	石井(銃)	444ha	R6. 11. 1～R11. 10. 31
	吉野川市	吉野川市街地(銃)	2,690ha	R6. 11. 1～R11. 10. 31
	海陽町	穴喰・水床(銃)	742ha	R6. 11. 1～R11. 10. 31
	那賀町	吉野(銃)	17ha	R6. 11. 1～R11. 10. 31
	美馬市	中野(銃)	45ha	R6. 11. 1～R11. 10. 31
	美馬市	穴吹(銃)	39ha	R6. 11. 1～R11. 10. 31
	美馬市	宮内(銃)	110ha	R6. 11. 1～R11. 10. 31
	東みよし町	加茂(銃)	430ha	R6. 11. 1～R11. 10. 31

	三好市	菅生蔭（銃）	48ha	R6. 11. 1～R11. 10. 31
	計	14 箇所	10, 161ha	

年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地(市町村名)	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積	変更後の指定期間
R7	徳島市	入田（銃）	65ha	R7. 11. 1～R12. 10. 31
	徳島市	吉野川河口（銃）	261ha	R7. 11. 1～R12. 10. 31
	徳島市	鮎喰川（銃）	190ha	R7. 11. 1～R12. 10. 31
	勝浦町	勝浦（銃）	377ha	R7. 11. 1～R12. 10. 31
	藍住町	藍住（銃）	2, 030ha	R7. 11. 1～R12. 10. 31
	板野町, 上板町	宮川内谷川（銃）	56ha	R7. 11. 1～R12. 10. 31
	阿南市	那賀川・羽ノ浦（銃）	1, 560ha	R7. 11. 1～R12. 10. 31
	阿南市	阿南市平野部（銃）	3, 600ha	R7. 11. 1～R12. 10. 31
	阿南市	宇井谷・桑野谷（銃）	443ha	R7. 11. 1～R12. 10. 31
	牟岐町	牟岐・灘（銃）	565ha	R7. 11. 1～R12. 10. 31
	美馬市	脇町・岩倉（銃）	1, 274ha	R7. 11. 1～R12. 10. 31
	三好市	大川持（銃）	25ha	R7. 11. 1～R12. 10. 31
	三好市	池田（銃）	382ha	R7. 11. 1～R12. 10. 31
	東みよし町	滝久保（銃）	62ha	R7. 11. 1～R12. 10. 31
	三好市	吹（銃）	70ha	R7. 11. 1～R12. 10. 31
	計	15 箇所	10, 597ha	

年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地(市町村名)	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積	変更後の指定期間
R8	佐那河内村	中山（銃）	450ha	R8. 11. 1～R13. 10. 31
	徳島市	渋野・多家良（銃）	440ha	R8. 11. 1～R13. 10. 31
	松茂町	松茂・笹木野（銃）	135ha	R8. 11. 1～R13. 10. 31
	石井町	高原（銃）	50ha	R8. 11. 1～R13. 10. 31
	板野町	那東（銃）	38ha	R8. 11. 1～R13. 10. 31
	鳴門市, 藍住町, 板野町	大麻南（銃）	137ha	R8. 11. 1～R13. 10. 31
	鳴門市	瀬戸（銃）	130ha	R8. 11. 1～R13. 10. 31
	阿南市	桑野（銃）	565ha	R8. 11. 1～R13. 10. 31
	阿南市	小勝島（銃）	300ha	R8. 11. 1～R13. 10. 31
	美馬市	美馬（銃）	1, 180ha	R8. 11. 1～R13. 10. 31
	つるぎ町	半田（銃）	247ha	R8. 11. 1～R13. 10. 31
	三好市	花園（銃）	55ha	R8. 11. 1～R13. 10. 31
	三好市	南谷（銃）	56ha	R8. 11. 1～R13. 10. 31
	三好市	平（銃）	135ha	R8. 11. 1～R13. 10. 31
	三好市	台（銃）	63ha	R8. 11. 1～R13. 10. 31
	計	15 箇所	4, 011ha	

(4) 特定猟具（くくりわな）使用禁止区域指定等計画内訳

年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地（市町村名）	特定猟具使用禁止区域 名称（特定猟具名）	指定面積	変更後の指定期間
R6	鳴門市	撫養（くくりわな）	400ha	R6. 11. 1～R11. 10. 31
計		1箇所	400ha	

2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域における静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について、必要に応じ指定を検討する。

3 猟区設定のための指導

(1) 猟区の設定

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮する。

- a 狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。
- b 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。
- c 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内で鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。
- d 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

(2) その他

猟区を活用した狩猟初心者の育成や鳥獣の生息状況のモニタリングについて、必要に応じて狩猟者団体等とも連携し積極的な取組を進める。

4 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じている若しくは水鳥又は希少猛禽（もうきん）類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的、高頻度で実施され鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付す。

(4) 指定猟法禁止区域指定計画

年度	指定猟法禁止区 所在地(市町村名)	指定猟法 禁止区域名称	指定猟法の種類	指定面積	変更後の指定期間
R4	那賀町	権田・槍戸	くくりわな猟	11,460ha	R4.11.1～R9.10.31
R5	阿南市	橘湾	鉛散弾	98ha	R5.11.1～R10.10.31
	三好市	谷道	くくりわな猟	3,245ha	R5.11.1～R10.10.31

第6 特定計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成に関する事項

計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

2 対象鳥獣の単位

計画は、原則として地域個体群を単位として作成する。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる。又は、その生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

3 計画期間

計画期間は、原則として5年間程度とする。上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定する。ただし、個別の事情で鳥獣保護管理事業計画期間をまたいで計画期間を設定する場合は、鳥獣保護管理事業計画の改定に合わせて必要な改定を行う。なお、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大きな変動が生じた場合は必要に応じて計画の改定等を行う。

4 対象区域

計画の対象区域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定する。

計画の対象とする地域個体群が都道府県の行政界を越えて分布する場合は、関係都道府県間で整合のとれた対象地域を定めることのできるよう協議・調整を行う。

5 計画の目標

計画の目標の設定に当たっては、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、原則、数値による評価が可能な保護又は管理の目標設定に努める。また、必要な場合には、当該地域個体群の生息状況又は生息環境、被害等の実態を踏まえた計画対象地域の地区割りを行い、地区ごとに目標を設定する。

目標の達成状況の評価のために用いる指標は、生息数や捕獲・目撃地点の分布、単位努力量当たりの捕獲数や目撃数、被害額等、当該地域個体群の生息動向、確保すべき生息環境、被害状況等を表すものを選択し、指標のモニタリングを実施するとともに、各指標の特性を踏まえ、指標に応じた中長期的な視点での評価を行う。

評価の結果は、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ、計画や年度別実施計画へフィードバックすることにより計画を順応的に見直し、保護事業又は管理事業に反映させる。

6 保護事業又は管理事業

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、計画の目標を達成するための施策として、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる事業を組み合わせる実施する。

(1) 個体群管理

ア 共通事項

個体群管理の事業内容を検討するに当たっては、設定された生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面の目標を踏まえて、年次別・地域別の捕獲等又は採取等について数の配分の考え方を明示する。

イ 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲等又は採取等の抑制による個体群管理（生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。）を行う。捕獲等又は採取等の数、場所、期間、方法等に関する狩猟の制限の調整や捕獲許可基準の設定等の処置は、関係者で共有し設定した目標の達成を妨げない範囲で調整する。地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、捕獲又は採取等は抑制的に実施する。

ウ 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画においては、地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提とした設定された目標を踏まえて、適切な捕獲又は採取等の推進による個体群管理（生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。）を行う。群れで行動する鳥獣については、無計画な捕獲等により分布域が拡大しないように留意する必要がある。

(2) 生息環境管理

ア 共通事項

生息環境管理については、当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るための生息環境として保全、管理していく。また、特定鳥獣による被害を防止するため人里周辺に当該鳥獣が寄り付きにくいような環境として管理していく。

イ 第一種特定鳥獣保護計画

第一種特定鳥獣保護計画においては、生息環境管理の推進は、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良い環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施する。

ウ 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣保護計画においては、人と鳥獣とのすみ分けを図るための里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施する。

(3) 被害防除対策

被害の未然防止を図り、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするための基本的かつ不可欠な手段として、地域が一体となって被害防除対策を実施する。防護柵や防鳥網等による予防、威嚇音や煙火、忌避剤等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を実施する。

(4) 第二種特定鳥獣管理計画

適正な個体数レベルへの誘導を行う必要がある次の鳥獣については、適正管理計画を策定し、法第14条に基づく特定鳥獣に係る特例を活用するなどとして各種施策を展開する。

策定年度	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	本計画における計画の期間	対象区域	備考
R3	鳥獣の適正管理を継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図りつつ、農林水産業への被害の軽減及び生態系の被害抑制を図る。	ニホンジカ	R4年度から令和9年度まで	県内全域	第5期
		イノシシ			第5期
		ニホンザル			第3期

(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、県は、あらかじめ当該特定計画における指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項として、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者等を可能な範囲で定める。

なお、実施区域の範囲としては、広域的な個体群管理を行う観点で指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することから、複数市町村にまたがることを基本とするが、指定管理鳥獣が局所的に高密度になっている区域などに対応するため一市町村内で実施することを妨げない。また、実施区域が県境に位置する場合など、積極的に関係機関と連携を図り、取り組むものとする。

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、法第78条の2に基づく調査として、鳥獣の生息状況の調査に関する以下の事項を十分参照した上で、地域の実情に応じて実施する。

1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 鳥獣生息分布等調査

県に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査する。保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、最新の調査に基づく鳥獣生息分布図を作成する。

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

都道府県に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等により調査精度の向上に努める。

(3) 狩猟鳥獣生息状況調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出合い数調査を継続して生息数の変化を把握する。ヤマシギ等、生息数の減少が懸念される狩猟鳥獣については、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行う。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

(4) 特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合にあっては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

2 法に基づく諸制度の運用状況に関する調査

(1) 鳥獣保護区等の指定及び管理状況に関する調査

鳥獣保護区並びに休猟区の指定、管理等を適正に行うため、対象となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の計画的で継続的な調査を行う。調査に当たっては、その内容を検討・決定し、有識者等に依頼するほか、特別な技術を要しない調査は調査目的に応じて、鳥獣の保護に関する普及啓発を図る観点から地域住民やボランティア団体等に依頼し安全に配慮しながら実施する。

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法
伊島、大神子、あいあいらんど、黒滝山	R4	全種類の生息状況及び生息環境について実施する。
中津峰、大滝山、箸蔵、竜ヶ岳	R5	
高丸山、高越山、轟、鳴滝	R6	
眉山、切幡・浦の池、薬王寺	R7	
柴小屋、焼山寺、津乃峰	R8	

(2) 捕獲等情報収集調査

鳥獣保護管理法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟，許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては，捕獲を行った者から，法令に基づき，捕獲場所，鳥獣種別捕獲数，処置の概要を報告させているほか，必要に応じ捕獲年月日，捕獲個体の性別，捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別，捕獲努力量，目撃数等も報告させているところであるが，収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに，捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。特に，指定管理鳥獣については，収集した捕獲等の情報から単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や，個体数の推定等を行い生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。

また，錯誤捕獲については，必要な情報の項目（鳥獣種，数，捕獲日，場所，錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し，報告の仕組みについて検討した上で，捕獲に従事するものに対して，錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

3 新たな技術の研究開発・普及

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発

銃猟について，従来の巻き狩りのみならず，誘引狙撃や夜間銃猟等，様々な猟法を組み合わせた捕獲技術を開発する。わな猟について，新しい猟法の開発や ICT 等を活用した捕獲技術の普及及び錯誤捕獲の少なくくりわなやはこわなの改良を進める。また，これまで使用されていない手法も含めて捕獲技術の開発及びそのリスク評価を進める。

また，鳥獣の生息状況を効果的に把握するための調査技術について開発を進め，普及に努める。

(2) 被害防除対策に係る技術開発・普及

生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の被害発生メカニズムを明らかにし，ICT 等の新たな技術も活用しながら，被害の防止，鳥獣の忌避や追い払いなどの技術開発を進め，普及に努める。また，鳥獣の人の生活圏への出没による人身被害を予防する観点からも環境の管理等による鳥獣の誘引防止等の被害防除対策に資する技術開発を進め，普及に努める。

(3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発・普及

捕獲した個体の有効活用や効率的な処分に係る技術開発を進め，普及に努める。

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

県鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。また、司法警察員に指名された職員は、地方検察庁、警察当局等の協力を得ながら、鳥獣の保護若しくは管理又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を行う。

(1) 設置計画

	現況			計画終了後			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
農 林 水 産 部 鳥 獣 対 策 ・ ふるさと創造課	4		4	4		4	・各事業の計画立案及び関係団体の指導育成 ・狩猟者登録（県外者） ・学術研究等の捕獲等の許可
南部総合県民局		2	2		2	2	・狩猟免許試験等の実施・狩猟者登録（県内者）・個体数調整を目的とした捕獲等の許可 狩猟者登録（県内者）
西部総合県民局		1	1		1	1	
東部農林水産局		2	2		2	2	
計	4	5	9	4	5	9	

(2) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
野生生物研修	国	8月	1	全国	1	鳥獣保護行政に関する識見の向上を図り、業務遂行に必要な専門的知識を習得する。
鳥獣保護管理 担当者会議	県	4月 10月	2	全県	9	鳥獣行政を円滑・効果的に推進するため、関係法令等専門的知識を習得する。

2 鳥獣保護管理員

(1) 鳥獣保護管理員の活動について

鳥獣保護管理員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、環境教育の推進、普及啓発等とする。

(2) 鳥獣保護管理員の任命について

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。

(3) 鳥獣保護管理員の総数について

各都道府県での鳥獣保護管理事業の実施状況に応じた人数を配置する。現状の総数の維持を前提にせず勤務内容に応じて必要な人数の配置を検討する。

(4) 配置計画

基準設置数 (A)	令和3年度末		年度計画						
	人員 (B)	充足率 (B/A)	4	5	6	7	8	計 (C)	充足率 (C/A)
32人	32人	100%	32人	32人	32人	32人	32人	32人	100%

(5) 年間活動計画

活動内容	実施期間(月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
鳥獣保護区の管理	●											●
違法捕獲の取締り	●											●
狩猟の取締り								●				●
有害鳥獣捕獲の調査	●							●				
鳥獣保護管理に関する調査	●											●

(6) 研修計画

名称	主催	時期	回数	人数	内容・目的
鳥獣保護管理員研修	県	4月から3月	1回程度	32人	鳥獣保護管理行政を円滑かつ適正に実施するため、鳥獣保護管理員の服務執行等について習得する。

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図り適所に配置する。また、鳥獣の保護及び管理の担い手として、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるよう研修等に努める。

(1) 人材の育成及び配置

ア 県職員の育成及び配置

鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された県職員は、法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価について、県や国、大学等が実施する研修等を受講する。県は、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（司法警察員としての研修を含む。）を行う。市町村の担当職員に対しても、定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行う。

イ 鳥獣保護管理員の育成及び配置

県は、自らの事務を補助する鳥獣保護管理員を対象とした研修を計画的に実施する。当該研修は、新たに任命する鳥獣保護管理員の全員を対象とし、鳥獣保護管理員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認及び研修等の実施による資質の維持・向上に努める。

ウ 市町村職員の育成

県は、鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された市町村職員が、法及び鳥獣被害防止特措法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価に関する内容を有する研修等を受講する機会を設ける。

エ 民間の保護及び管理の担い手の育成

県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。特に、指定管理鳥獣の管理については、県は、認定鳥獣捕獲等事業者の技術向上のための講習会等の開催に努める。市町村は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、捕獲技術に加え被害の防除対策を含めた知識及び技術の向上を図る。また、近年増加する市街地周辺への鳥獣の出没に対応するため、民間団体の活用も含めた専門人材の配置に努める。

(2) 研修計画

名称	主催	時期	回数	規模	内容・目的
野生鳥獣保護管理研修	県	4月から翌年3月	1回程度	県内全体、 総合県民局 等ごと	市町村等の鳥獣担当者、鳥獣保護管理員、有害鳥獣捕獲隊員、被害農林業者を対象に、鳥獣の全般的な生態や被害対策について研修会を行う。

(3) 狩猟者の数の確保と育成

県は、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係手続の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実に加え、知識・技術の向上のための取組を進める。

4 鳥獣保護管理の総合的な拠点整備

設置計画なし

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行い、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策を講じる。

なお、取締りに際しての情報収集については、民間団体等との連携・協力を努める。

ア 過去5年間の違反状況の分析結果に基づき月別重点事項を定めて行う。

イ 狩猟期間中の鳥獣保護管理員の巡回を以下の観点から強化する。

a 過去数年間において違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。

b 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮する。

ウ 特にタカ科、フクロウ科の鳥類及び愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮する。

エ 氏名等の記載がなく違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及びその他捜査に関する所定の手続を踏まえた上で領置等の捜査を行う。

オ 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣及びその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施する。

カ 我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うよう配慮する。

キ 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理員の動員体制を整備する。

ク 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、各県の狩猟者団体等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努める。

ケ 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的なかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。

コ 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等、一層の連携強化に努める。

(2) 年間活動計画

活動内容	実施期間(月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
鳥獣の違法捕獲	●											●
狩猟の取締り								●				●

第9 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであるが、種によっては生息分布の減少や消滅が進行している一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の推進が必要である。

また、深刻な農林水産業被害に対応するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別処置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）に基づく被害防止計画等との一層の連携が必要である。

さらに、複数の都道府県にまたがって広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群の保護又は管理に当たっては、関係する府県との連携が必要であり、また、市町村が行う被害防止対策のみによっては被害を十分に防止することが困難である場合には、関係市町村との連携を図りつつ、広域的な捕獲を強化するなど、市町村との連携に一層努める必要がある。こうしたことを踏まえ、鳥獣保護管理事業は、種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害の防止という鳥獣保護及び管理の考え方を基本として実施し、第 13 次鳥獣保護管理事業計画の推進に当たっては、各種施策と関連づけながら県民の理解や狩猟者の協力を得つつ、各種取組を推進する。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

該当なし

3 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。

4 傷病鳥獣救護への対応

(1) 基本的な考え方

- a 傷病鳥獣救護は、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣若しくは絶滅の恐れのある地域個体群として掲載されている鳥獣並びに県が作成したレッドリストに掲載されている鳥獣等の場合に行うものとし、野生復帰を原則とする。野生復帰が不可能と思われる場合又は救護が困難と思われる場合は、自然生態系の摂理に従った対応を行う。
- b 救護及びリハビリテーション飼養は徳島県野生鳥獣救護ボランティア、必要な医療的処置は徳島県野生鳥獣救護ドクターを中心に、鳥獣保護管理員、日本野鳥の会徳島県支部等の野生生物愛護団体のほか、広く県民の協力を得て実施するものとし、さらに、研修などを通じて専門家の育成を図るなど、民間による積極的な取組を推進し、救護ネットワーク体制の拡充を図る。
- c 傷病鳥獣の発生原因を究明し、必要に応じて予防処置を講じる。
- d 油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整備を図るとともに、海鳥や海棲（かいせい）哺乳類の生息状況について把握するなど救護体制の整備を図る。また、関係団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。

- e 雛（ひな）及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底する。
- f 救護個体の化学物質や重金属による汚染の状況及び感染症の有無等に関する情報を可能な範囲で収集する体制の整備についても検討する。

(2) 救護個体の取扱い

- a 収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ必要な手続を行う。また、非狩猟鳥獣については、法に基づき捕獲許可の有効期間の末日から起算して 30 日以内に飼養登録をしなければならないことに留意する。
- b 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行う。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。
- c 特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続を経た上で終生飼養が可能な場合は、この限りではない。
- d 傷病鳥獣の取扱い全般についてガイドラインを作成し、これを踏まえ適切に対処する。
- e 傷病鳥獣については、救護活動に対するネットワーク体制を活用して、収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰を行う。

(3) 野生復帰

- a 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していることなどを確認する。
- b 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的にかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- c 必要と認められる場合には、感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の波及を予防する。
- d 生活環境及び農林水産業に被害を及ぼす恐れのある鳥獣については、必要に応じ、再び人間の活動領域に立ち入らないための処置（学習処置）を行った上で放野する。

(4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策

収容個体は、必要に応じ搬入後速やかに隔離及び検査を行い、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の感染の有無を把握する。仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）等の関係法令等の規定に従い適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、農林水産部等と調整し適切な対応を行う。

なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症に関する基本的な情報を提供するとともに行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 放野

放野は以下のような考え方を基本として対応する。

- a 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- b 発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的なかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- c 感染症に関する検査や治療を行い、野生鳥獣の間で伝播する感染症を予防する。

5 油等による汚染に伴う水鳥等の救護

県は、大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるようあらかじめ連絡体制を整備する。また、民間含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を受講させるよう努める。

6 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び県内の関係機関との連絡体制を整備する。野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、県民や地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きんなど主に鳥獣の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施し、農林水産部等と連携しつつ適切に対応している。

野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(2) 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）

平成 30 年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係省庁、周辺都府県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置等の対策を一層推進することにより、対策に努める。なお、県内での感染が確認された場合に捕獲を実施する際には、県や市町村から狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和元年 12 月環境省・農林水産省公表）」等に基づいた防疫措置を徹底し、捕獲等を実施するよう指導する。また野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の摂食防止対策等の徹底について、関係部局と連絡しながら、関係市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普

及啓発を行う。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっている。アフリカ豚熱ウイルスが県内に侵入し、野生イノシシにまん延した場合はその影響が大きいと考えられることから、家畜衛生部局と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時の早期発見が可能な体制整備に努める。また、県内でアフリカ豚熱の感染が確認された場合、速やかに必要な措置を講じることができるよう、侵入確認時に必要な体制を整えておく。

(3) その他の感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

例えば、口蹄疫（こうていえき）等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者がみられている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等の現在国内での感染はないが国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

ア 方針

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発については、年間計画を立て、鳥獣の保護活動に関する実績発表大会を開催する等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施する。普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努める。また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施するとともに生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行う。

イ 事業の年間計画

活動内容	実施期間(月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
愛鳥週間		●●										
ポスター募集		●	●	●	●	●	●					
ポスター展示		●	●	●	●	●						

ウ 愛鳥週間行事等の計画

行事	計画年度	計画内容
愛鳥週間行事	令和4年度から 令和9年度まで	○愛鳥週間ポスターの入賞作品の展示
その他		○愛鳥週間ポスター原画コンクールを開催 ○ひなを拾わないでキャンペーン ○講演会等の開催

(2) 安易な餌付けの防止

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。また、地域住民に対する普及啓発は、以下の点について留意して推進する。

- a 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- b 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播（でんぱ）につながらないように十分な配慮を行う。
- c 農作物被害防止や生活被害防止を図るため、生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為を防止する。

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別処置を徹底させる等、猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の管理

名 称	開 園 年 度	所 在 地	面 積	施設の概要・内容	利 用 の 方 針
徳島県野鳥の森	S51 H1～2	名西郡石井町石井 (県有林)	21ha	観察路(3.9km) 観察小屋(2棟)	野鳥の学習と自然とのふれあいの場として活用 (鳥獣対策・ふるさと創造課)
徳島県立出島野鳥公園	H12.6	阿南市那賀川町苅屋ノ下 592-1	約9ha	学習舎(1棟) 観察小屋(2棟) 観察路	野鳥観察の場を提供し、県民のレクリエーション振興 (にぎわいづくり課)
徳島県立佐那河内いきものふれあいの里	H4.7	名東郡佐那河内村上字大川原5-8	約67ha	ネイチャーセンター(1棟) 観察路(7コース) テントサイト バンガロー	野生動植物とのふれあいを通じた自然保護思想の普及 (グリーン社会推進課)

(5) 愛鳥モデル校の指定

鳥獣保護の普及の一つとして、愛鳥モデル校を、期間を定めて指定するよう努める。愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定することができる。なお、愛鳥モデル校においては、学校周辺に身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努める。

(6) 法令の普及の徹底

本法の適用除外等特に県民に関係のある事項については、県広報誌、ホームページ、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努める。